

新旧対照表

令和2年6月12日

改訂後	改訂前
<p style="text-align: center;">トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (第2版)</p> <p>3. 講じるべき具体的な対策</p> <p>(2) 健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いが重点的に確認する。<u>また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。</u>(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)</li> </ul> <p>(4) 事業所での勤務 (削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛沫感染防止のため、座席配置等は<u>できるだけ2メートルを目安に</u>広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する(その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。)</li> </ul> <p>(9) 運行中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。</li> <li>・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類</li> </ul>	<p style="text-align: center;">トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (第1版)</p> <p>3. 講じるべき具体的な対策</p> <p>(2) 健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いが重点的に確認する。(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)</li> </ul> <p>(4) 事業所での勤務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行うよう努める。</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する(その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。)</li> </ul> <p>(9) 運行中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。</li> <li>・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類</li> </ul>

の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。

・気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。

- ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。
- ・作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。
- ・共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う（アルコール消毒可）。

4 環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」

([https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526\\_leaflet.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf))

環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について ～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防～」

([https://www.env.go.jp/saigai/novel\\_coronavirus\\_2020/heat\\_illness\\_prevention\\_2020.pdf](https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf))

厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_coronanettyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html))

(11) 従業員に対する協力をお願い

- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

(削除)

の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。

- ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。
- ・作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。
- ・共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う（アルコール消毒可）。

(11) 従業員に対する協力をお願い

- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。

- ・過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。